

講じた措置の内容

平成 27 年度に A 地域活動協議会に対し交付した補助金について、勧告により再調査を指示された各事業の実施状況を確認したところ、正確に実施が確認できた事業の実施回数が、事業別実施報告書に記載された報告回数を下回ったことから、交付済み補助金額（3,066,000 円）と、正確な実施回数に基づいた補助金対象額より再算出した補助金額（2,944,370 円）との差額 121,630 円を、住之江区地域活動協議会補助金交付要綱第 14 条第 1 項に基づき、平成 29 年 4 月 20 日付けで交付決定の一部を取り消し、同日付で同要綱第 15 条に基づき補助金の返還命令を行いました。

《平成 29 年 4 月 21 日収納》

今後、同要綱第 16 条第 1 項に基づき、上記返還金にかかる加算金の納付命令を行います。